

長野市パイ捨て、道路等における喫煙等を防止し、 きれいなまちをつくる条例について

【資料3】

【環境審議会からの答申】 平成29年10月17日

◎ 基本的な考え方

- (1) 吸い殻ごみが増加傾向、今後屋内喫煙の規制が強化されることから**見直しが必要**
- (2) 改正に当たっては、**喫煙者への配慮も考慮**しながら、検討することが必要
- (3) 主旨が伝わり、かつ**具体的な行動につながるよう**、市民等の責務など具体的に明記
- (4) 条例の**目的に「たばこの火による火傷や火災等の事故の未然防止」を位置付け、喫煙の制限**については、現在の**努力義務から禁止事項**とするべき
- (5) **罰則規定を設けることは妥当**と考えるが、地方自治法による罰則(過料)金額の上限や市における他の条例の罰則規定を鑑み、決定することが望ましい。

◎ 付帯意見

- (1) **条例の主旨が正しく伝わる**よう、市民及び観光客等に対する**周知・啓発に努める**こと。
- (2) この**条例改正を機に**、市民一人ひとりが、自主的にきれいな環境を大切にし、**より一層のマナー向上に心がけるよう啓発**すること。
- (3) 喫煙所の設置やわかりやすい案内表示など、地元及び関係機関と協議を行いながら、**喫煙者に配慮した環境整備に努める**こと。
- (4) **重点地区の指定**については、**対象となる地区の状況の把握**に努め、地元及び関係機関と協議を行いながら、**慎重に検討**すること。
- (5) 重点地区に適用される**過料**について、**実際の徴収金額の設定**にあたっては、**慎重に検討**すること。

条例の主な改正内容と考え方

主な改正内容	考え方
条例名称の変更	名称に、「道路等における喫煙」を加え、目的がわかりやすいようにする。
目的の追加	市民等の身体及び財産の安全確保について目的を追加
喫煙の制限	<p>道路等における喫煙について、努力義務から禁止に変更</p> <p>☆「たばこ」の定義の考え方 電気加熱式たばこなどの火を使わないたばこも、フィルターなどのごみが発生し、「ポイ捨て」の原因となるため、全てのたばこを対象</p> <p>☆「喫煙」の定義の考え方 火傷や火事等の危険性の観点から、「火のついたたばこ」を対象 火を使わないたばこについては対象としないが、マナーの観点から使用にあたり、周りの人の迷惑とならないよう配慮を促す。</p>
遵守事項の追加	より内容をわかりやすくし、具体的な行動を促すため、遵守事項を追加
重点地区	重点地区の指定理由に、「道路等における喫煙」について追加
禁止行為の追加	重点地区内において、指定した場所以外での喫煙の禁止を追加
罰則規定 (過料)の追加	<p>重点地区内でポイ捨てと指定場所以外での喫煙の禁止の規定に違反した場合の罰則規定を追加。過料の金額は5万円以下とする。</p> <p>ただし、重点地区を指定した際の実際の徴収金額は、別途定める。</p>

1 重点地区の指定・解除等に係る告示の内容

- (1) 指定、変更または解除する重点地区の名称及び区域
- (2) 指定、変更または解除の効力が生ずる期日及び変更の場合は、変更内容

【重点地区の指定について】

- ・ ポイ捨てまたは道路等における喫煙（歩行喫煙）があり、改善が図られない場合に **地元自治会及び商店会等関係諸団体と協議**しながら、重点地区の範囲を指定する。
- ・ **原則、道路等の公共用地**とする。ただし、民地も協議によってはこの限りではない。
- ・ 指定から効力発生時期までに、数か月間を設け、**周知徹底を図る**。

2 標識等の設置義務

当該重点地区である旨の標識又は標示を設置するものとする。

【標識等の案内について】

- ・ 重点地区であることを認識してもらうだけでなく、喫煙所の場所なども表示し、わかりやすい案内、表示にする。
- ・ 外国人観光客にもわかりやすい、複数言語及びピクトグラムを使用する。
- ・ 関係部署と調整し、他の案内標識や看板等にも喫煙所などの情報を掲載する。

3 ポイ捨て・道路等における喫煙等防止巡回指導員の設置

- (1) 条例の規定による、指導又は勧告、及び過料の処分に係る事務の権限を明らかにするため、「**ポイ捨て・道路等における喫煙等防止巡回指導員**」を置く。

【巡回指導員について】

- ・ 市職員(非常勤職員(警察OB含む))、業者など

H30年6月～
警備保障会社職員
7名を任命
夜間パトロールを実施

4 過料を徴収しようとする場合の告知及び弁明の機会の付与

過料の処分をしようとする場合における、地方自治法の規定による告知及び弁明の機会の付与は、告知・弁明書を交付。過料処分は、過料処分決定通知書を交付

【徴収方法等について】

- ・ その場で過料を徴収する。
- ・ 現金の持ち合わせがない場合は、納入通知書を発行し、後日納付とする。
以後の手続き(督促等)は、地方税の滞納処分の例による。(地方自治法第231条の3)

5 徴収金額

過料処分に係る過料の額は、重点地区を指定する際に、別途定める。

【実際の徴収金額について】

- ・ 審議会から、「実際の徴収金額の設定は慎重に検討」と付帯意見をいただいている。
- ・ 指定する時期の、社会情勢や経済状況なども考慮し、審議会等の意見も聞きながら、実際の徴収金額を決定する。
- ・ 違反者に対する心理的な要素(多すぎず、少なすぎず)が見込める金額を想定
- ・ 重点地区の指定にあわせ、実際の徴収金額についても告示する。

条例改正制定後の主な動き

【1 周知・啓発事業】

(ポスター、懸垂幕、新聞広告等による啓発)

- ・ポスター、新聞広告等の紙媒体による啓発
- ・路線バスの側面ラッピング (H30年3月～)
- ・チラシの全戸回覧、商工会議所等を通じ事業所等へ配布
- ・懸垂幕、横断幕、路面表示シート、のぼり旗等の設置
- ・庁用車のマグネットシートの掲出
- ・地区環境美化説明会による周知 (全31住民自治協議会、H30年3月～5月)
- ・広報紙、市政テレビ等各種広報媒体の活用



ティッシュ ポスター・チラシ



バスラッピング



横断幕

(イベント・街頭啓発等)

- ・商工会議所、商店会連合会等と連携し、中心市街地を中心に巡回パトロールを実施 (H29年12月～)
- ・一斉啓発イベントの開催 (事前周知含め2回。長野駅前にて朝の通勤時間帯に実施)
- ・条例施行セレモニーの開催 (長野駅コンコースにて4/1に実施。PR大使の任命ほか)
- ・各種イベント時における、のぼり旗等の掲出及び啓発用ティッシュの配布 (春のゴミゼロ運動、夏の交通安全運動、長野びんずる等)
- ・長野県タクシー協会と協力し、タクシー乗客に啓発用ポケットティッシュを配布 (H30年6月～)



駅前での街頭啓発

(指導員等による巡回・指導)

- ・歩行喫煙者に対する、直接指導及び啓発の実施
(職員等による朝昼夕、中心市街地エリアの巡回。H29年12月～)

調査時期	調査回数	結果
H29年12月～H30年3月	49回	40人(0.82人/1回)
H30年4月～6月	19回	3人(0.16人/1回)



指導員による夜間パトロール

- ・夜間の警備保障会社によるパトロールの実施
(2班4名体制で夜8時から10時まで巡回。H30年6月～)
歩行喫煙指導者数 5回 17人(3.4人/1回) (7月末現在)

【2 状況調査】

- ・中心市街地における、たばこの吸い殻ポイ捨て本数の調査
(43地点の定点調査。毎月1回実施。5月、10月は篠ノ井駅、川中島駅周辺でも実施)
- ・中心市街地における、歩行喫煙者数の調査
(11地点の定点調査。H29年8月、H30年5月に実施。今後、継続して調査予定)

(本) たばこの吸い殻ポイ捨て本数の推移(4月～6月)



歩行喫煙実態調査の結果
(4日間 朝7:30～夕:17:30～ 1時間調査)

	歩行者数	歩行喫煙者数	歩行喫煙率
施行前	20,441人	32人	0.157%
施行後	20,650人	21人	0.102%
		△11人	△0.055%

【3 喫煙所について】

（適正な喫煙場所のあり方等の検討）

・たばこを吸う人、吸わない人の双方に配慮した環境づくりのため、喫煙所の在り方、ガイドラインの策定等について、関係者との意見交換会を実施

（商工会議所、商店会連合会、青年会議所、たばこ販売協同組合、たばこ事業者等）

・庁内関係各課による調整会議の実施

（喫煙所の設置）

・まちなか広場（セントラルスクエア）の整備にあたり、公園内に公衆トイレと併設し、喫煙所を設置。（広場：H32年3月竣工予定。公衆トイレ、喫煙所：H31年4月供用開始予定）

・このほか、ガイドラインの策定と並行し、適正な場所への設置を検討

【4 事業の考察及び今後の方針】

・たばこ吸い殻のポイ捨て本数及び歩行喫煙者数については、当初よりも減少しており、市民の理解は徐々に、浸透してきている。

・条例改正を機に、多くの意見をいただいております、市民の関心の高さが窺える。

・歩行喫煙等をしている人に直接、アプローチし指導していくことが重要

・外国人や観光客に対する、よりわかりやすい周知方法を検討、実施していく。

・不特定多数の方を対象とした周知・啓発とともに、個別に対応する巡回パトロール・指導の両面で事業を推進していく。また、夜間におけるより効果的な周知啓発を検討する。

・事業効果を検証するため、ポイ捨てや歩行喫煙者の定点調査を継続する。

◎ 一斉啓発イベント・施行セレモニー



◎ 懸垂幕・横断幕



◎ 路面表示シート



◎ のぼり旗



◎ バスラッピング広告



◎ 庁用車マグネットシート



◎ 巡回指導

